

令和元年（2019年）10月12日（土曜日）

三島駅南西街区
市の土地取得

静岡地裁判決 市民団体の訴え棄却

「違法確認の対象でない」

三島駅南口西街区の
開発事業を巡り、「三
島市が、市土地開発公

社から土地を買い取ら
で弁護士と共に会見し
た三島駅南口の整備を
考える市民の会の渡辺
豊博代表(69)は「不当
な判決だ」として、控
訴の意向を示した。
判決によると「仮に
市が、原告が主張する
過程で転売利益として
の金銭を得ることがで
きたとしても、買い取
り請求権自体が金銭の
給付を目的とする債権
とはいえず、地方自治
法上の財産に当たらな
いから、管理を怠る事
実の違法確認を求める
ことはできない」とし
た。これに対し、「先
行取得した土地開発公
社から買い取らず、市
に損害を与えた」など
と違法性を訴えていた
渡辺代表は「入り口部
分でシャッターを下ろ
された。内容に全く踏
み込んでおらず、三島
市の行為が正当化され
るものでもなく、負け
た訳でも、勝った訳で
もない。素朴な疑問に
答えてもらえず、非常
に残念だ。裁判の結果
を分かりやすく整理し
て違法性を確認した
い」と述べた。



市民と共に「不当判決」を訴える渡辺代表(中央)
＝静岡市葵区の静岡地方裁判所前

「本市の主張 認められた」

同市は「本市の主張
が認められた。今後、
判決文を入手し、内容
を分析する」とコメン
トを発表した。